

第2章 河川水辺環境に関するこれまでの取組と現状把握

2-1 これまでの取組

横浜市では、河川や水路を都市部に残る貴重な空間と捉え、昭和50年代から河川環境整備事業に着手し、良好な河川水辺環境を創出してきた。

代表的な事例としては、いたち川や和泉川で取り組んだ地域に根ざした多自然川づくりや、阿久和川で取り組んだ全ての人にやさしい河川環境整備、梅田川で取り組んだ市民協働での川づくりなどのほか、旧川敷を生かした帷子川親水緑道整備、さらには、水路整備事業として実施した源流域での「小川アメニティ」、公共下水道整備により失われた水辺を新たに創出した「せせらぎ緑道」などが挙げられ、現在、約100箇所の河川水辺拠点が市内に存在している。

これらの取組について、今後の河川水辺環境の保全・創出に生かすため、次のように体系的に整理する。

- (1) 河川
- (2) 水路（小川アメニティ、せせらぎ緑道）
- (3) 市民協働

【解説】

横浜市の河川水辺環境に関するこれまでの取組の変遷を図2-1に示す。

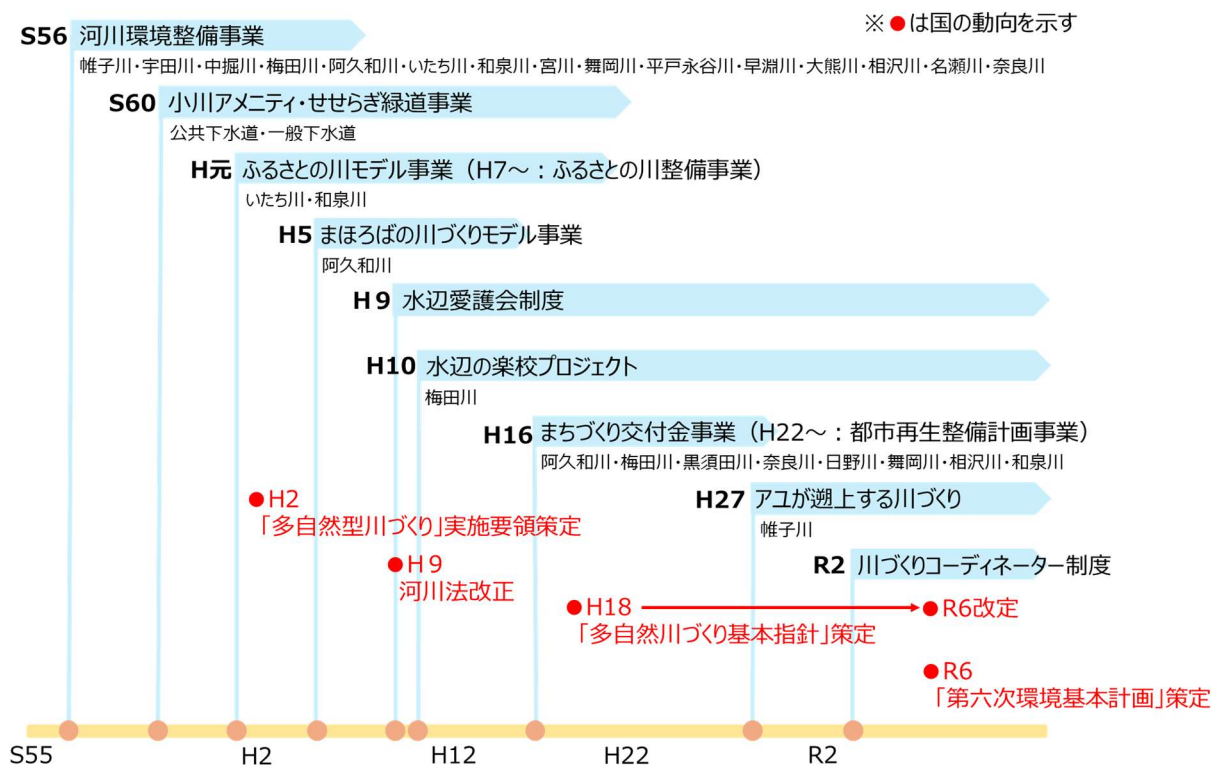


図2-1 横浜市の河川水辺環境に関する取組の変遷

図示した取組と併せ、総合的な水環境の整備方針を示した「水環境マスタープラン」、緑の総量維持等を示した「横浜市緑の基本計画」、これらの計画などを統合して平成18年度に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、水質改善や雨水浸透対策、樹林地や農地の保全、公園整備、水辺の保全など、水と緑を一体的に捉えた様々な施策を推進してきた。

さらに、環境分野の中長期的な目標や方針を示し、平成30年度の改定で「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」を組み込んだ「横浜市環境管理計画」にも、樹林地保全や市民協働による川づくりのほか、生物の生息・生育環境の保全、雨水浸透ますの整備やグリーンインフラの活用等による水循環の再生などが位置付けられている。

次に、これまでの取組について、河川、水路及び市民協働の3つに分類してまとめる。

（1）河川

横浜市では、市内の治水安全度の向上を目指し、昭和45年度に本格的な河川改修に着手した。その後、昭和50年代に入り、河川を都市に残された貴重な自然空間と捉え、治水機能に加え、親水性や生態系保全を重視した河川環境整備事業に本格的に取り組み始めた。

平成以降は国の補助事業なども活用しながら多自然川づくりなどに取り組み、良好な河川水辺環境を保全・創出してきた。

① 河川環境整備事業

河川環境整備事業は、横浜市が独自に推進した事業で、河川を単なる治水施設だけでなく都市に残された貴重な自然空間と位置付け、周辺の公園や緑地と一体となった整備などを進めたもので、昭和56年度に取組を開始した。

帷子川の河川改修に伴い廃川となった部分（旧川）を活用した親水緑道の整備を皮切りに、事業初期には宇田川で自然の滝を生かしたまさかりが淵を整備するなど、都市化の進展により失われつつあった自然環境を保全・再生し、市民が水辺に親しめる空間を創出した。



写真 2 - 1 帷子川親水緑道



写真 2 - 2 まさかりが淵（宇田川）

② 多自然川づくり

治水整備を優先した河川ではコンクリートによる二面張りで河道を拡幅するなど、治水安全度は飛躍的に向上したものの、川の流れは単調になり、景観や生態系が著しく損なわれていった。

河川の有する本来の機能や川らしさを取り戻すため、昭和57年度にいたち川で、横浜市独自の事業として着手した「低水路整備」では、治水機能を確保しながら、瀬や淵など自然の河床形態を再生するとともに、植生を回復させる取組を実施した。

平成9年の河川法改正で「河川環境の整備と保全」が位置づけられた際には、多自然型川づくり*の先行事例として、全国から多くの河川事業関係者が視察に訪れた。

※「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

「多自然型川づくり」は、環境への意識の高まりを受け、国により平成2年度に自然環境に配慮した川づくりの方向性が示され、治水機能と環境機能を両立した取組として開始された。一方で、「型」という言葉により、特定の工法や他の施工箇所をまねただけの画一的な川づくり等が増えたため、平成18年度に「多自然川づくり」へと改称し、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史等との調和に配慮し、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する取組となった。



写真2-3 低水路整備（整備前）



写真2-4 低水路整備（整備後）

ア ふるさとの川整備事業

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、国が創設した「ふるさとの川モデル事業」を活用し、昭和62年度にいたち川において改修計画を策定し、低水路や瀬・淵の設置、生態系への配慮、散策路の整備などを実施した。

さらに、平成3年度には和泉川においても同事業を活用し、まちづくりと一体となった河川環境整備を実施した。両河川とも、土木学会デザイン賞を受けるなど高い評価を得ている。



写真2-5 坊中の水辺（いたち川）



写真2-6 東山の水辺（和泉川）

イ まほろばの川づくりモデル事業

高齢化社会等に対応した「すべての人にやさしい河川環境の実現」を目標として、国が創設した「まほろばの川づくりモデル事業」を活用し、平成5年度から、全国初の認定事業として、阿久和川において、地域の自然景観や歴史資産も生かしながら、ユニバーサルデザインの観点を取り入れるなど、すべての人にやさしい川づくりに取り組み、5つの河川水辺拠点を整備した。



写真2-7 集いのまほろば



写真2-8 出会いのまほろば

ウ 水辺の楽校プロジェクト

地域の身近な水辺で環境学習や自然体験活動などを推進することを目的として、国が創設した「水辺の楽校プロジェクト」を活用し、平成9年度に梅田川において、市民、河川管理者、教育関係者などで構成される「梅田川水辺の楽校協議会」を設立し計画段階から市民協働による川づくりに取り組んだ。水辺に親しむことのできる空間の創出や歴史的な建造物の保全、さらには周辺環境との調和を図るなど、良好な河川水辺環境を整備した。

協議会では、環境学習や生き物観察会、河川清掃などを継続的に実施している。



写真 2 - 9 一本橋めだか広場



写真 2 - 10 杉沢堰下流

③ 水質の改善及び水量の確保

横浜市では、生活環境の改善や公共水域の水質保全等を目的に下水道整備に取り組み、昭和37年度に最初の終末処理場である本牧下水処理場（現在の中部水再生センター）が稼働し、昭和40年代からの集中的な下水道整備により、昭和45年度に17%であった下水道普及率が30年後の平成12年度には99.5%、令和元年度には概成100%となっており、河川の水質が飛躍的に向上している（図2-2参照）。

また、和泉川の宮沢遊水地では、平成6年度に、下水道普及が完了するまでの暫定施設として、河川の自浄作用を応用した礫間浄化施設を設置し、水質浄化を図っている。

樹林地・農地の保全や雨水浸透対策など河川水量の確保に向けた取組も進めてきており、和泉川での渇水期の水枯れ対策として、地元町内会や水辺愛護会等との協働で、雨水浸透ますの普及啓発や設置促進を図り、平成16年度からの2か年で約600個の雨水浸透ますを設置し、水循環の再生に取り組んだ事例もある。

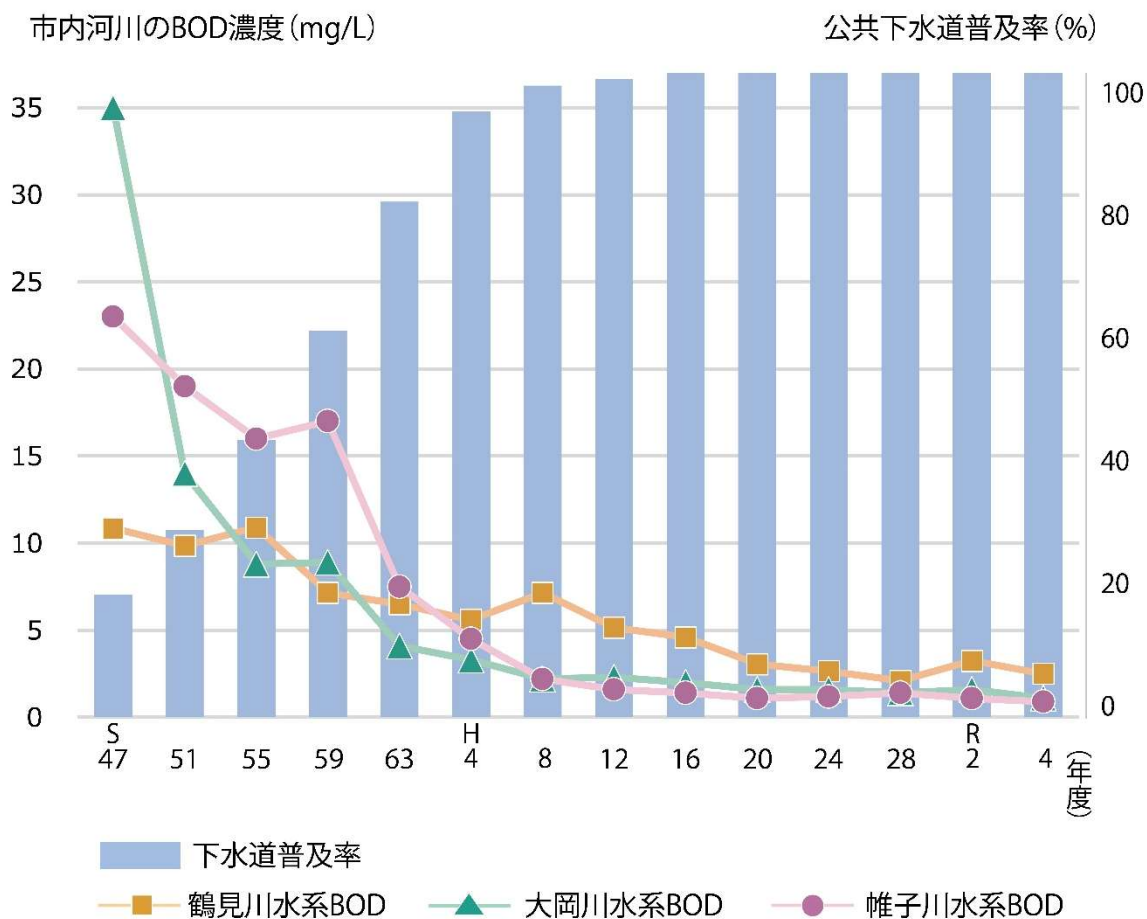


図2-2 下水道普及率と河川の水質の推移

(2) 水路

横浜市は昭和60年度に、自然的、歴史的な資産を生かし、市民が身近な場で水辺に親しみ緑に触れ合えるプロムナード整備や、そのネットワーク化を図る「水と緑と歴史のプロムナード事業」を創設した。その一環として水路を対象に、源流域の自然を生かした「小川アメニティ」や市街地で失われた水辺を再生する「せせらぎ緑道」の整備を進めた。

① 小川アメニティ事業

小川アメニティ事業は、川の源流付近の自然景観が残されているところで、水路を改修する際に小川を再生し、憩いの場を創出することを目的とし、昭和60年度に金沢区釜利谷町や旭区矢指町等で整備に着手したことがはじまりである。散歩道や魚道など生物との共生を考慮した空間づくりなどを行い、現在では、市内各地に44箇所が存在する。



写真 2-11 釜利谷町小川アメニティ



写真 2-12 矢指町小川アメニティ

② せせらぎ緑道事業

せせらぎ緑道事業は、下水道整備に伴い失われた水辺を再生することを目的とし、昭和63年度に三ツ沢せせらぎ緑道を整備したのがはじまりである。三ツ沢せせらぎ緑道では、周辺の緑やせせらぎの流れを生かし、噴水広場や学習広場なども設け、楽しく散策できる小径を再生した。

また、江川せせらぎ緑道は、都筑水再生センターでオゾン処理等の高度な処理を行った再生水を水源としている点が最大の特徴である。加えて、大雨時には、鶴見川との合流点にある水門を操作することで、雨水を一時的に貯留する機能を有している。

現在では、それぞれの地域特性を生かした23箇所のせせらぎ緑道が存在する。



写真 2-13 三ツ沢せせらぎ緑道



写真 2-14 江川せせらぎ緑道

(3) 市民協働

横浜の誇る市民力は、河川水辺環境の保全・創出にも力を発揮し、昭和50年代から、地域や学校による河川清掃やホタルの生息環境の改善など、市民と行政が協働した河川水辺環境の保全・創出に取り組んできた。

① 水辺愛護会制度

河川水辺環境の清掃・美化活動等を行う団体を支援することを目的に、平成9年度に水辺愛護会制度を導入した。

横浜市では、高い環境意識を持つ地域の方々などにより水辺愛護会が結成され、河川沿いの定期的なゴミ拾いや草刈り、季節に応じた花壇の植え替えやイベント開催などの主体的な活動が展開されている。令和8年3月現在、約100団体が精力的に活動し、地域の河川水辺環境が良好に保たれるとともに、貴重な地域交流の機会が生み出されている。これは、横浜市の市民力の高さを示すものであり、継続的で模範的な活動が称えられ、国土交通大臣や環境大臣から表彰される団体もある。

本制度は、水辺愛護会に対し、活動の規模や内容に応じて補助金の交付等の支援を行う仕組みであり、市民と行政が協働して持続可能な都市環境を築く好例となっている。

一方、会員の高齢化や活動の担い手不足などの課題を抱えている団体も増えてきており、新規の会員加入や団体結成の促進に向けた広報のほか、令和6年度から水辺愛護会の活動を支援する専門職員（水辺愛護会サポーター）を配置し、活動状況や困りごとを現地で直接伺うきめ細かな相談対応を行うなど、支援の強化を図っている。



写真 2 - 15 清掃・美化活動



写真 2 - 16 花壇の植え替え

② 川づくりコーディネーター制度

横浜市では、平成27年度に改定した生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）の中で「アユが遡上する川づくり」の推進を掲げ、「アユが遡上する帷子川アクションプラン」を策定し、市民協働による生物多様性に配慮した河川環境の保全・再生を図る取組を推進してきた。

令和2年度には、このような市民協働による取組をさらに推進するため、市民主体で地域の川の魅力や課題を発見し、地域の環境やニーズにより即した川づくりを進めることを目的に、「川づくりコーディネーター制度」を導入した。

この制度は、地域の川に関心を持つ市民団体（川づくり団体）に対し、専門的な知識と経験を有するコーディネーターを派遣し、活動に対する技術的な助言などの支援を行うものである。



写真2-17 アユが遡上する川づくり



写真2-18 川づくりコーディネーター制度